

かたくい通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中島哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

記号：00760-6 番号：108539

♥口座名のみ変更しています！ご注意を！

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



9月14日 控訴審第5回口頭弁論

原告主張-新規制基準に欠陥あり！

控訴審第5回口頭弁論が名古屋高裁金沢支部 205 法廷で行われました。当日は晴れ！裁判所前の道を気持ち良く行進し入廷となりました。

原告側からは第8～第10準備書面（それぞれ内容は、新規制基準の欠陥、水蒸気爆発及び水素爆発の危険性、関電準備書面22（津波）への反論となっています）が提出されました。また、福井県小浜市在住で長年、脱原発の運動に関わってこられた松本浩さんから人間の「モラル」の問題や使用済核燃料の危険性について、弁護士笠原弁護士からはパワーポイントを用いて新規制基準の欠陥、福岡県からかけつけてくださった椛島弁護士からは先の鹿児島川内原発仮処分決定の不当性について、それぞれ意見陳述が行われました。

関電側からは第24準備書面（主張対照表に関する一審被告の見解）が提出されています。

次回口頭弁論（11月30日）の次の次々回期日は2016年2月29日（午後2時より）に決定となりました。



裁判所近くのコーナーから行進開始！

関電側と

今後の進行で応酬！

次回口頭弁論期日は 11月30日（月）14時開廷

控訴審 (第205法廷)

第5回口頭弁論期日の概要

〈以下、期日の概要は本訴訟の弁護団事務局長である笠原弁護士による〉

1. 弁論事項

一審原告は控訴審第8、第9、第10準備書面を陳述。

一審被告は準備書面24を陳述。

一審原告は甲190～197、甲198・199、甲200～202を提出。

2. 一審原告・松本浩さんが使用済み核燃料の危険性について、原稿に沿って意見陳述

3. 一審原告代理人・笠原弁護士が新規制基準の不合理性についてパワーポイント原稿に沿って陳述

4. 一審原告復代理人・梶島弁護士（福岡県弁護士会所属。玄海弁護団・川内弁護団に所属）が、川内不当決定について意見陳述。

3. 11後、停止していた原発は8. 11に運転再開し、再び営業運転を始めた。再び重大事故の不安がある。運転差し止めを求める仮処分において、この決定は安易に再稼働を認めてはならないと判断するという期待を持っていたが、見事に行政追従の決定となった。原発は他の発電技術と本質的に異なる甚大な被害をもたらす。

この決定は、福島原発事故を直視していない。その最たるものは、却下決定への付言である。「住民らが主張する、さらに厳しい基準で審査すべきという考えも成り立ちえなくはない。よって、さらに厳しい規制を求める社会的合意が形成されれば、その社会的合意をもとに審査することになる」しかし、これ以上原発を増やしてはならないという社会的合意は十分に形成されている。「さらに厳しい事故が起これば社会的合意が」とは被害

を直視していないからそう言えるもの。小泉元総理の発言は社会的合意の象徴である。

川内決定は科学的他家を無視した時代錯誤の判決である。日経アンケートによっても、3. 11と比べると再稼働賛成は30%に減っている。決定は新規制基準の不合理性を看過したもので、火山に至っては独断と偏見というほかない。日本火山学会の決議まで無視している。万が一にも事故が起こらないようにという伊方最高裁にまで反したものであり、到底先例としての価値はなく、裁判所は決して参考になさらないようお願いする。

5. 次回に向けた準備

（裁判所）一審原告は次回までに何をされますか。

（原告）論点整理表を出したところ、一審被告から詳細な準備書面24が出てきましたので、これに対して反論します。

また、仮処分異議審で裁判所より求釈明が outcome して、一審被告が回答しました。準備書面24とも重なりますが、議論にとって有益なので紹介します。特徴は、「誤差」について、耐専スペクトル、断層モデルの誤差を考慮しないということです。その代わり震源特性、伝播特性等を考慮するということですが、笠原弁護士からも紹介があったように、規制委員会で基準策定に関わった学者でも中途半端と言っています。「誤差」の考慮不要との主張自体驚くべきものです。

高木意見書へも反論していきます。

今回は、準備書面24へ反論し、また異議審での議論を紹介します。次々回までに法学意見書を提出いたします。

（被告）一審原告第8～第10準備書面を精査しているところですが、新たな主張は予定していません。

（裁判所）第8～第10準備書面にはこれまでの主張にも現れているものがありますが、まとめて反論されたほうが裁判所としてもありがたい。

（被告）裁判所からサジェッションを頂いたので準備したい。

(裁判所) 次々回で大まかな主張はそろそろようでしょうか。

(原告) 主張は揃えたい。一方、重要な点なので、その後、プレゼンか尋問を行いたい。

(被告) 被告としては準備します。一方、準備書面24はこれまでの反論をまとめたものなのですぐ準備できるはずでは。

(原告) いやいや、グリーン関数の合理性等は初めてです。

6. 次回期日は11月30日午後2時から、次々回期日は2月29日午後2時から。

意見陳述

核廃棄物-人間の英知で解決？

原告 松本浩さん

松本浩と申します。1939年7月14日生れの76歳です。大飯原発から10キロ圏内の、人口3万2000人ほどの福井県小浜市に居住しています。

1962年の4月、私は敦賀半島の西海岸中ほどの町、美浜町の菅浜小学校に新任教師として赴任致しました。

その翌年の春頃、近くの丹生集落に原子力発電所が誘致される話題が広がり始め、夏休みの夜、菅浜漁業協同組合の青年部長が校庭片隅の教員宿舎に私を訪ねて来ました。

「先生、原発ってどんなもんや」。「いや、分からん」。「いっぺん調べてくれや」というやり取りがあって、私は、休みを利用して原発について調査し、結果をガリ版刷りの冊子にまとめたものを20部ほど学習会用として青年部長に渡しました。

原発の構造や原理、イギリスの牛乳を汚染した事故の例、使用済み核燃料の毒が人の始末に負えないことなどを書いた私のつたない印刷物は、あ

る日青年部長らの手で菅浜漁業協同組合総会の会場に配られました。

その翌日、小学校の狭い職員室は町や村の名士が集まって異様な雰囲気に入れられ、私を廻って激しい議論がありました。年度末の新聞報道で私は、4月に新設される病弱児養護学校に転勤になったことを知りました。

開校といっても校舎などはなく、福井県や近隣の府県から肺結核や心臓病などで親元を離れて入院中の、幼児から中学生までの子供たち数十人が大部屋で闘病生活を送っている、旧陸軍病院の結核療養施設でした。

私たちの仕事は、近隣の小学校の物置からまだ使えそうな椅子と机を分けて頂き、病室を教室にしつらえることから始まりました。

さて、元の学校、菅浜小学校の教頭先生は、隣村のお寺の住職で酒と議論が大好きな人でした。宿直当番の夜などは、いつも私を呼んで議論を仕掛けてきたものでした。政治のこと、教育実践のこと、社会主義の理想と現実、騒ぎとなった原発のことなど、議論はよく深夜に及んだものでした。

ある時、原発を動かした後に残る使用済み燃料の処理について、人間の手に負えないものを将来の世代に先送りする無責任さについて私が話しますと、教頭先生は次のように言って私の話を遮りました。

「君ね、人類は誕生以来300万年、さまざまな困難に遭遇して来た。しかし、人類の英知は、次々とその困難を解決して見事に今日の文明を築き上げて来た。原発の使用済み燃料の処理だって今後50年もすれば、人類の英知が必ず解決するよ。何も君が心配する必要はない」と。関電は校長会や教頭会、業者の集まりなどで同様の言い訳を流していたのですが、当時の私には反論のしようがなく、「そんなものか」と妙に教頭先生に納得させられてしまったものでした。

それから、やがて50年を迎えようとしていた2012年5月、大飯原発3、4号機の再稼働を

めぐって開かれた小浜市民への説明会で私は、50年前の出来事を話して使用済み核燃料の処分、保管に何の解決の目処もないまま死の灰を生成し続け、それを平気で子孫に丸投げすることの罪深さと無責任さを糾しました。

「あれから50年経とうとしています、人類の英知は使用済み核燃料の問題を解決しましたか」と尋ねたところ、経済産業省の役人は「ただ今、プルトニウム239などの半減期の圧縮を研究中であり、高レベル放射性廃棄物の処分については地下埋設の場所と埋設の方法を探っているところです」という回答で、50年前の菅浜小学校の教頭先生と同じレベルの回答に過ぎませんでした。

2009年5月に、私は、旧日本軍が遺棄した毒ガス弾で被毒した少年「周くん・劉くんを応援する会」のお誘いを受けて中国東北部（旧満州）を訪ねました。

吉林省敦化市の小学校に通っていた周くん・劉くんという二人の少年は、2004年7月、山村の両親の実家で楽しい夏休みを過ごしていました。

ある日、近くの松林を流れる小川で水浴びをしていた二人は、岸の土手の中から頭を出している砲弾らしきものを見つけて掘り出し、旧日本軍が遺棄した毒ガス弾の腐爛性猛毒イペリットの飛沫を浴びてしまいました。

旧日本軍はソ連軍の侵入に際して、触れれば必ず悲劇をもたらす国際法違反の大量の毒ガス弾を「満州」の各地に遺棄して逃走しました。地中に埋められたり川に投げ込まれたりして遺棄された毒ガス弾の数は40万発ともいわれています。

60数年間、地中で眠っていた毒ガス弾は、その毒性を保ったまま21世紀の少年たちを襲いました。後遺症で見るからに弱々しい二人の少年の案内で訪れた松林には、無数の小旗が立てられていました。白い小旗は安全処理が終了したもので、赤い小旗は未処理で危険な状態にあるものを示していました。

未舗装の道路から100メートルほどの距離を隔てた小川まで、小旗の間を縫うようにして一行を案内した少年たちは、毒ガス弾を見つけた小川のはとりに立って当時の様子を語りました。

私は、少年たちの話を聞きながら、原発の使用済み核燃料が幾世代か後のある日、突然、罪のない子供たちに放射能を浴びせかける悲劇を思い、暗然たる思いでした。

その日のつたない私の短歌の中から2首、詠ませて頂きます。

・国策のすゑは危ふし「満州」の大地に立ちて
ふるさとを思ふ

・核のごみ抱く若狭よ、かなしかる無告のなみ
だ幾代ながさむ

私が住む小浜市は若狭湾の中ほど、敦賀市と高浜町を結ぶ50kmのちょうど中間あたりに位置し、「海のある京都」などとよばれるほど古いお寺の散在する町ですが、原発の建設については1970年以降これまで三度も誘致を拒否しています。

私は、原発誘致勢力と原発反対運動勢力の間に存在したのは、明らかに人間としてのモラルの違いであったと考えています。

10数年前、使用済み核燃料の貯蔵施設を小浜市に誘致しようとする動きと、これを阻止しようとする運動が激しく衝突したときのある集会で、誘致派の市民の一人が立ち上がって言いました。

「反対派の皆さんは、さかんに50年後100年後の災いを心配しておられますが、大事なことは現在ただ今私たちのことではないでしょうか。町は不況で寂れ、商店街のシャッターは下ろされ人通りも途絶えています。もし、使用済み核燃料の貯蔵施設を小浜市に誘致したならば、どれほど街が賑わい活気に満ちることでしょう。50年後のことは、50年後の人々に委ねてはどうでしょうか」と。

この発言者は人々の激しい批判を浴びて面を上

げられないほどでした。

また、福井県敦賀市の高木孝一市長は、原発誘致を巡って揺れる石川県志賀町の講演会に出かけて行って言いました。「50年後に白血病の子供が生まれるやら100年後に生まれる子供がみんな片輪やら知りませんが、原発は金になります。今はおやりになった方がよい」と。志賀町の原発誘致派の人々は万雷の拍手でこの演説に応えていましたが、私は深夜、布団を被ってこの録音テープを文章におこしながら体が震えました。

小浜市民はこのような考え方に「NO」の意志を表明したのです。

使用済み核燃料について福井県の栗田幸雄前知事や西川一誠知事は、「痛みを分かち合う意味で、中間貯蔵施設は電力の恩恵を受けた消費地に保管してもらおうのがよい」と言っています。

しかし、原発が危険な使用済み核燃料を発生させると知らながら誘致し、後始末は他所の町や後の世代に押し付ける、これほど無責任で恥知らずなことはありません。

小浜市民が小浜市への使用済み核燃料の貯蔵施設の誘致を阻止したときの集会で「使用済み核燃料貯蔵施設の小浜への誘致を阻止したことはよかった。しかし、他所なら建設してもいいというものではありません」と一人の市民が発言しました。

青森県なら「核の墓場」にしてもいいのか。「経済援助」と引き換えにモンゴルの荒野になら埋めてもいいのか。大電力消費地の大阪や神戸なら押し付けてもいいのか・・・

この問いかけは、私たちに投げかけられたまま消えることはありません。

若狭湾の原発がその敷地内に抱える使用済み核燃料は3550トン、そこに含まれる死の灰は広島型原子爆弾の27万3000発分に達するものです。

猛毒プルトニウムの半減期は2万4000年、その毒性が半分になるのに2万4000年かかり、半分になったその毒性がまた半分になるのに更に

2万4000年と際限なく続くのです。人類の文明が誕生してからでも高々5000年であることを思うと、気の遠くなるような歳月と言えます。

もし、大飯原発3,4号機が事故もなく1年間動いたとすると、2基の炉の中にたまる死の灰は広島型原子爆弾の2000発分、生成されるプルトニウムは長崎型原子爆弾60発分と聞きます。

その処分や安全な保管の方法を知らないまま、この膨大な量の死の灰やプルトニウムを私たちは子孫に残して行くのです。

はるかな未来の彼方から、「あなたたちは、まだ核のゴミを増やすのですか」と、問いかける悲しげな声が聞こえてくるように思われます。

どうぞ、原発の再稼働を認めないでください。ありがとうございました。

以上

新規制基準は不合理です！

笠原弁護士

弁護士笠原弁護士がパワーポイントのスライドを用いて陳述。要点については、本誌の報告会での説明(本誌9頁～)を参照。また、裁判所へは第8準備書面として提出され、表紙記載のホームページにアップされているので、ぜひそちらで準備書面全文をご覧ください。

基本的には、「原発はその重大な危険性のゆえに、具体的危険性が原則として認められるところ、新規制基準はきわめて不合理であり、仮に審査を通ったとしても例外的に運転を認める理由はないこと」を訴えた。

結語として、次のように述べる。

・新規制基準の内容は「災害の防止上支障がない」ものではないことが明らか。立法の一義的な文言にも反する→憲法41条違反

・新規制基準に適合していてもそれだけで安全とは言えないと規制委員会が自ら認めている→専門

技術裁量で安全を確保するという考え方は規制委員会が否定しており、裁判所が、人権を保護する機関として、新規制基準が合理的か否かを積極的に審査することが求められている。

・旧指針の欠陥が司法によって是正されなかった結果、福島原発事故が発生→新規制基準が「万が一にも」福島原発事故を起こさない内容になっているか、積極的な審査が必要。

そのスライドの一部を紹介する。

№.5

高浜決定(甲165)が指摘した新規制基準の問題点

- ・「新規制基準は緩やかに過ぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されない」
- ・「新規制基準は合理性を欠くものである」

(この判示は、万が一にも事故が起こらないことを求めた伊方最高裁判決の趣旨にも合致)

→これに対し一審被告は「原子力規制委員会が、高浜3、4号機が新規制基準に適合することを認め、原子炉設置変更許可をした」ことを主張するのみで、「新規制基準は緩すぎて合理性を欠く」ことは一切反論せず

№.6

新規制基準制定手続きの不合理性①独立性の欠如

- ・従前の原子炉等規制法第1条

「原子力...の利用が計画的におこなわれることを確保するとともに、これらによる災害を防止し」

矛盾する目的が並列→実質的には「利用」に偏する

原子力安全・保安院の歴代長官は資源・エネルギー庁の幹部

→福島原発事故後、「これらの利用が計画的に行われること」が削除

「利用」を優先しない明確な立法者意思

№.7

新規制基準制定手続きの不合理性①独立性の欠如

ところが...

委員長である田中俊一氏:かつて原子力委員会の委員長代理

委員である更田豊志氏:委員候補者となった当時、独立行政法人日本原子力研究開発機構の副部門長(設置法で定める原子力事業者等)

委員である中村佳代子氏:公益社団法人日本アイソトープ協会のプロジェクト主査(設置法で定める原子力事業者等)

設置法改正にかかわらず、未だに「利用」に偏した人事

№.12

新規制基準内容の不合理性④多層防護の5層が欠如

・IAEA基準では、4層のシビアアクシデントの影響緩和と、5層の防災が多層防護の基準

・米国では避難等の防護措置を含めた十分な緊急時計画が運転許可要件

→田中原子力規制委員長

防災計画は自治体が作成するものであり、**原発稼働の条件ではない**と明言

*福岡から駆けつけてくださった栴島弁護士の意見陳述については本誌作成時点で原稿が入手できませんでした。概要については報告会(本誌7頁~)をご覧ください。入手次第PDFとして「裁判の会」のホームページにアップしたいと考えています。

報告会&記者会見

(3時30分より北陸会館で報告会を開催)

奥出:「福井から原発を止める裁判の会」の奥出といます。本日は傍聴席60に対して希望者がちょうど60だったのですが、遅れて来られた方が4名いらして、2名は事務局の傍聴券をゆずり、最終的には2名が入れなかったということです。本日の報告会は円居弁護士に司会をやっていただくことになっております。よろしくお願いいたします。

期日概要

円居弁護士:原告団弁護士の円居です。記者の皆様には既に配布したと思いますが、お配りした資料には今日行ったことのまとめが書いてあります。これをまとめたのは、これまでいろいろな論点が未整理のままだったので、関連情報の整理のために使っていただけたらということで提示させていただきました。詳細については各担当者の方々から話していただきます。

今日の期日で行われたことは、控訴審第8、第

9、第10準備書面を提出いたしました。第8準備書面は新規制基準の欠陥について述べています。第9準備書面は水蒸気爆発及び水素爆発の危険性について述べています。それから第10準備書面は関西電力が出してきた津波への反論準備書面となっています。

そして強調したい点は、第8準備書面については、新規制基準が人的配慮においてもその中身においてもいいかげんであるということです。裁判所でのプレゼンをご覧になった方は分かると思いますが、例えば原子力規制委員会の委員長が原子力委員会の元委員長代理であったとか、その他の方々も原子力産業に関わる方だったということで独立性が欠如しているということが挙げられます。

そして記者の皆さんにここに参加されている皆さんにも最も頭においていただきたいのが、基準地震動というものについて、原子力規制委員会で新規制基準の策定に関与した専門家の方が原発の耐震安全性が不十分であるということを確認しております。その一人が入倉さんという方で、この方は地震動の専門家ですが、世間の皆さんは耐震性というのは過去の地震の最大値を基準にしていると考えられているかもしれないが、実は平均値(平均像)なんだから、その平均からずれた地震はいくらでもある、というふうに述べています。

それから藤原広行さんという方は、耐震性のルール作りに関わった方ですが、基準地震動の策定手法は時間切れで、あとは裁量次第になったと言っています。ですから新規制基準によって算出された基準地震動でも、それを超えるものはだいたい1割から2割ある、ということです。1割から2割もあるものは基準になりえないわけです。そういうことが書面に書いてあります。

それから、ご存知かと思いますが、島崎邦彦さんという断層の評価をされた方がいらっしゃいます。この島崎さんが、入倉さんの手法(入倉レシピ)と他の手法を比較すると地震動の力である地震モーメントが4倍になると言っています。入倉

さん自身は一審の判決後に、自分の言ったことを曲解だと新聞などで述べておりましたが、どこが曲解なのかは述べておりません。

そして今日お聞きになったとおり、川内原発及び玄海原発の差止訴訟の代理人をされている梶島弁護士からの意見陳述があり、それから1962年に福井県小浜市で小学校教師をしていたときに原発誘致の話があって、その半世紀前に反対をしたら、半世紀後には人間の科学技術のレベルが向上して核廃棄物も何とかなるわと言われたものが、50年経過しても何も変わっていないというという趣旨の話松本浩さんがされました。

本日の概要はそのようなところですか。それで梶島先生の方から簡単に話をお願いします。

意見陳述・川内決定に追随しないで！

梶島弁護士：福岡から来ました弁護士の梶島です。私は主として玄海弁護団の一員で、川内原発については名前を連ねるだけの弁護士ですが、九州では2機ある原発の原告が今1万3000人を超えました。九州玄海原発訴訟は9800名を超えて、あと190名くらいが原告になれば1万人になるということです。考えてみれば一人5000円の印紙代を納めてもらっていますが、5000万円の印紙代を裁判所に納めているということですからね。これだけ納めているんだから、勝たしてもらわないといかんと思っています(笑)。とにかく九州では一人ひとりの原告の皆さんたちが、さらに一人二人と原告を増やそうということで活発にいろんな運動をやられています。そのためには、やっぱりこの素晴らしい大飯原発の差止訴訟一審判決を最高裁まで維持して勝たせることが一番大事なことでないか。そういう意味で、全国の脱原発訴訟の原告団・弁護団が結集して、連帯して、団結して、この控訴審を共に闘っていく必要があるのではないかと、思うのです。そういう思いで参加しています。

今日は鹿児島島の川内原発の常任弁護団の弁護士

さんたちがどうしても来れないということで、ピンチヒッターで意見陳述をさせていただきました。意見陳述をするにあたって、(昨年の川内原発仮処分却下の) 決定をあらためて読ませていただきましたけれども、本当にひどい。3.11 以後に出てきた司法の責任に対する自覚に水をさすような決定と言いますか……。 「臆病な」という言葉は使いませんでしたけれど、東京電力の福島第一原発事故の悲惨さを見ていない不当な決定だといわざるを得ない。時間経過と共に原発事故に関する新聞報道も少なくなり、一方では公的補償を打ち切るといったことも宣伝されています。今では東京オリンピックを相馬市で見ようじゃないかといった宣伝も行き渡っているようです。それに負けずに運動を進めていく必要があるとつくづく思います。

不当な川内決定に対しては福岡高裁宮崎支部で抗告審が闘われています。1月まで裁判所は期日を入れていないようです。じっくりと記録を精査してもらって、そして司法判断をしてもらった方がいいんじゃないかと思えます。一審では弁護団の方もいくつか反省すべき点もあったようです。福島原発事故のことを審理のなかで十分出しえてなかったということも言われています。そういうところも重視して、原発事故がいかに壊滅的・不可逆的な状況をもたらし、子どもさんたちはそこに住めないようになってしまおうんだということを、高裁宮崎支部にはしっかりと訴えていかなければいけないな、と現地弁護団は考えています。そういう現地弁護団とこの大飯の弁護団・原告団の皆様と連帯しながら、宮崎支部においてあの不当な決定を覆すために頑張っていきたいと思っています。今後も共に連帯して闘っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

円居弁護士：先ほど法廷での意見陳述の中でも、川内原発の決定の中で判決自体が国民の総意によって変わるようなことも言っております。やはり今おっしゃったように全国的な連帯が必要ですね。

それでは次に、意見陳述をされた松本さんから一言お願いいたします。

意見陳述・利益誘導を断固拒否！

松本浩さん：私は陳述の中で述べたことはモラルの問題です。かつて敦賀市の高木孝一という市長は1983年の1月に志賀原発の誘致で揺れていた志賀町の商工会議所の要請で、誘致賛成派の集会で演説をしております。その録音テープを私は32年前ですが入手しまして、2月にそのテープ起こしをしまして、裏表のビラに刷りました(当時のビラを掲げる)。これは高木孝一市長の演説内容そのものを抜粋してビラにしたものです。これを敦賀市全戸に配布いたしました。そのときに「あなたはこの人に子どもと郷土の未来を託せますか。ご家庭で、地域で、学校で、職場で話し合ってみてください」と書きました。非常に大きな反響がありました。私たちは30歳代の若い無名の青年を市長候補に立てて、この高木さんという磐石の地盤を持った現職市長と対決させたわけですが、しかし残念ながら敗れたんですが、それでも約46%と普通では考えられないほどの票を集めております。しかしこの高木孝一氏の「モラル」の圧勝でした。

私たちの小浜市ではこの「モラル」は敗北したんです。どんなに金の餌をちらつかせ、利益誘導が図られたかわかりませんが、3回にわたって原発の誘致を阻止し、2回にわたって使用済核燃料の中間貯蔵施設の誘致を阻止いたしました。これはモラルの勝利だったと私は思っています。そ



松本浩さんが意見陳述の趣旨を説明

うということが申し上げたくて今日は意見陳述をさせていただきます。以上です。

円居弁護士：私が記者向けに配布した意見陳述の要旨が的を得ていたかどうか分かりませんが、強調したいこととして、「50年前と同じである」「明らかに人間としてのモラルの違い」にアンダーラインをしました。この部分に私は感銘を受けました。もうひとつ下線を付け加えるとすれば、「この膨大な量の死の灰やプルトニウムを私たちは子孫に残して行く」のところにも線を引くべきであったかと思います。

それでは次に第8準備書面について笠原弁護士をお願いします。

意見陳述・新規制基準は憲法41条違反！

笠原弁護士：弁護団の笠原です。大飯原発の差止判決又は高浜原発の差止仮処分決定を読んだ方であれば、新規制基準がいかにおかしいかということがお分かりかと思いますが、まず基準地震動を超える地震がわずか10年足らずの間に5回以上も原発で起きているにもかかわらず、平均像+ α で基準地震動を策定するという従来手法は基本的には変わっていない。またその基準地震動以下の地震ですら、外部電源や主給水ポンプという冷却にとって第一義的な役割を果たす装置が壊れる恐れがある。また福島第一原発においては、もう少しのところで使用済核燃料の冷却に失敗して東日本全体が壊滅したかもしれない。それにもかかわらず使用済核燃料は堅固な設備で囲われていない。ではどうしてこういう不合理なことが起こってしまうのか。そのことが今回の第8準備書面をまとめていく過程でよく理解できました。

まず確認しておきたいのは、3.11を経て原子力規制法の第1条を改正して、法律の目的から「利用」を削除しました。従来の原子炉等規制法は「利用が計画的に行えること」と「災害の防止」という2つの極めて両立の難しい目的を並立させた結

果、利用に偏るところがありましたが、国会はその反省を経て、「利用」を目的から削除したのです。しかし実際の行政による運用は、この法律の規定を没却するもので、いわば事実上のクーデターと言えます。

まず原子炉等規制法は、原子力事業者を規制委員に加えることを禁止しています。ところが現実の委員会をみると委員長の田中俊一氏をはじめ、事業者の役員を務めてきた人が次々と委員となっています。これは実質的に法が禁ずる利益相反に抵触するものです。またこの規則案に市民の意見を反映させるパブリックコメントという制度がありますが、この新規制基準においてはその趣旨が完全に失われています。49本もの規則等案を30日間のパブリックコメントの意見募集期間で果たして一般市民が意見を言えるでしょうか。言えるわけがありません。

新規制基準が不合理性については、3.11以降において関電が依拠してきた入倉教授自身が入倉モデルの問題点を指摘しており、また新規制基準の策定に関わった藤原氏自身が、十分な議論がなく、おそらく1~2割の地震は基準地震動を超えてしまうだろうと述べており、そういったことを防ぐための規制がなされていない。さらには外部電源や主給水ポンプのような重要設備をもっと頑丈なものにすべきではないかという声に対して新規制基準策定においてはそれが反映されていない。そしてとりわけ福井県の嶺南地域においては避難の困難性・不可能性が指摘されており、その避難についても基準には織り込まれていない。現実的には避難が不可能だから織り込まれていなかったと言えますが、それを理由に安全上重要な規制を行わないのは本末転倒を言わざるを得ません。そして、その結果、規制委員会の田中委員長自身が「新規制基準に適合しても安全とは申し上げません」と言っているんです。そして規制委員会が安全を確保できない以上は、裁判所により慎重に規制していただかなければいけないということになります。

私からは以上です。

円居弁護士：お配りした資料の「新規制基準の欠陥」のところの「3 多重防護のひとつである5層が欠けている等」は今の避難のことを指しているわけです。次に第9準備書面の「水蒸気爆発及び水素爆発の危険性」については資料を読んでください。それから第10準備書面の「津波への反論」については、資料にありますように、関電は、「津波による具体的危険性はなく、本件発電所の津波に対する安全性は確保されている」と言っていますが、①関電は過去の津波を無視している、新知見が明らかになったのに追加調査をしていない、②隠岐トラフ南東縁の逆断層群について 若狭湾の内部、海底断層による津波が襲うと仮定した場合、断層がどのように活動するか、計算根拠が明らかにされていない、③海域活断層が活動することによって生じる津波について詳細なシミュレーションや流体計算を行っていないこと、などを問題点として指摘しています。

鹿島弁護士：少し追加します。水蒸気爆発及び水素爆発の危険性について整理した第9準備書面についてですが、関電のみならず九電もなのですが、新規制基準下で行われている過酷事故対策というのは、格納容器に水をためて過酷事故に対応しようという対策なのですが、それが非常に危険であることを指摘して書面です。ひとつは水蒸気爆発なのですが、これは福島原発事故ではおそらく起こらなかったであろうと考えられていますが、それは幸運に過ぎなかったと考えられていまして、同じ条件で起きたり、起こらなかったりすることがありまして、この水蒸気爆発の権威である高島（武雄）先生と方と APAST の後藤政志さんが最近の『科学』（岩波書店）（2015年9月号、「原子炉格納容器内の水蒸気爆発の危険性……高島武雄・後藤政志」という雑誌に掲載された論文に基づいて構成したものがひとつと、水素爆発の危険性につ

いては、元原子力安全保安院の技術参与であった滝谷（紘一）先生という方が同じく『科学』で再三にわたって論文を発表されていて、それらをベースにしています。内容的には川内原発で行われたようなテストを大飯・高浜でやった場合には新規制基準すら満たさなくなるという検討結果が出ていまして、非常に説得力のあるものになっています。ぜひ準備書面をご覧くださいと思います。

内山弁護士：今日の法廷では関電側の準備書面24について多少やり取りがありました。少し説明をしておきます。原告側代理人が松田式や耐専スペクトルとか、地震動を想定するレシピとかあちこちに誤差があるという主張をしまして、関西電力はそれらの誤差については考慮していないと明言したというのが今回の準備書面です。それはおかしいだろうということを法廷で申し上げました。いろいろな言い分がありまして、松田式というのはいろいろ見直したら整合性が改善されたとか言ってますが、ばらつきは松田式を大きくはずれるものもあるわけです。とにかく考慮しないことを何とか言い訳をしようとしている書面です。これについては次回、反論するということになっています。グリーン関数・・・これについては私の本（『原発地震動想定の問題点』内山成樹著 七つ森書館）を読んでいただくと分かるのですが（笑い）。このグリーン関数についても合理的だから誤差がないなどと言っていますが、私たちは次回、きっちり反論をさせていただきます。以上です。

円居弁護士：それから次回、何をするかということをお島田先生の方から説明願えますか。

島田弁護士：回りの予定としては、一審被告の準備書面第24への反論、それから少し法廷でも紹介しました大飯・高浜仮処分の異議審での福井地裁

の裁判官と一審被告（債務者関西電力）とのやりとりも紹介しつつきちんと弁論することを予定しております。今、内山弁護士からも話がありましたように、誤差を考慮しなくてよいということと言い切ったということは福井地裁でのやりとりでの特徴的なことで、それだけ不確定要素があることが明らかになっている中であえて誤差を考慮しないんだと、我々の作り出したモデルが一番良いのだと、それを信じるといわんばかりの主張を展開しているわけです。その不合理さ、無責任さを徹底的に明らかにしていくことを予定しています。

★この後の記者との質疑応答、交流会については省略させていただきます★

佐藤弁護団長挨拶

今日の口頭弁論での規制委員会についてのプレゼンは大変分かりやすかったのではないかと思います。基準地震動の策定も含めて新規制基準のいかげんさや規制委員会の委員選定の問題まで詳細に弁論したわけです。これは第8準備書面なのですが、これはこの裁判の中でもかなり核心を突いた書面であるわけです。関電はこれについて全く反論していないと最初言ったのですが、裁判所がそれは困るから、8から10まで反論してくださいと言ったわけです。これはちょっと評価できると思うのです。

しかし関電側が反論したとしても、新規制基準の不合理さというは明らかになったと言えるでしょう。おそらく関電側はそれなりの反論はするでしょうが、「委員が慎重に検討して、適正な結論を出した」というようなものしか出せないのではないかと。それを踏まえて次々回以降は、こちらは反論してきた24準備書面について細かく再反論した上で、今度は規制基準に踏み込んだ証人調べをやって、一審判決を超える判決を勝ち取りたいと思っています。そういうことで次回の口頭弁論は重要であると思いますので、皆様のご支援をお願い

いたします。

中嶋哲演（「裁判の会」代表）挨拶

一つだけわたくしなりの今の感想というか考えを申し上げます。

皆さんが等しくご指摘になっているように、本訴訟の福井地裁・樋口裁判長の一審判決はあらゆる意味において原点だったと思っているんですね。この原点につねに立ち返り照らし合わせながら、いま私たちが取り組んでる弁論の様々な問題点を位置づけたり、それをさらに発展させていって、高裁の勝訴判決に結び付けていくことが大事ななと思っています。

いうまでもないことなのですが、一審判決でわたしなりに銘記しておりますことは、やはり樋口裁判長は福島の実際に起こってしまった現実、その客観的な実態というものをあくまできちんと踏まえておられますね。樋口さんはさらに勉強されてチェルノブイリの事故から今日までの経過をちゃんとフォローされていますよ。それらの事実って言うのは、被告原告とかあらゆる立場に関係なしに認めざるを得ない客観的事実ですね。

わたしが裁判から学ばされていますのは、事実認定ということがすべての裁判の前提になって、その事実認定の元にかなる弁論を構築していくかということが問われていると思うんですけど、事実認定ということではほんとうにわたしたちはまず福島の現実、事実そのもの、これは被告側だって否定できない事実がいっぱいあるわけですから、それを踏まえる。そういう点では福井地裁の公判でも福島の被災者の方たち、わたしたちもちろん福島の人達の代弁するような弁論も行ってきましたし、今回の本訴訟でも前回は福島で被災された福島の女性の弁護士自ら陳述してもらいましたね。そういうことってというのはすごく大事だとわたしは思っているんです。

それからそれを踏まえて、皆さんお読みになったと思いますけど3か所か4か所に、「万一の事故」、

「万が一の重大事故」という表現が出てくるんです。これはあの判決文の中では福島のことを指してるんです。チェルノブイリのことを指してるんですよ。決して仮定の問題ではない。福島事故が起こるまでは大事故っていうのは仮定の問題として議論されてきたわけですけど、万一の事故が不幸にして起こってしまった。その福島の実態に照らせば、万一の事故が起こりうることを裁判所として認めるかどうかということこそ司法に問われているのだ。樋口裁判長はそのことにきちんと応えてくれてるんですね。そういうことに照らして250km圏内、250kmは我々が言った基準じゃないんですよ、原子力委員会の近藤委員長の言葉を、推進側の科学者の言葉を踏まえて250km圏を樋口裁判長は認めて全部当事者になりますよと、でその250km圏の原告の要請を受けて運転してはならないという判決をしてくれたのが大飯の勝訴の眼目だと思っていますね。

それから判決理由は皆さんそれぞれ読まれていると思いますが私なりの表現で要約してますのは、経済成長至上主義、平たく言えば経済もうけ主義の経済活動よりも、それから科学技術上のお墨付き信仰と私は言ってます、科学技術そのものをわたし否定しているわけじゃないですけど、科学技術のお墨付き信仰、この2つは、人間の、自分一人ひとり、国民一人ひとりの命と暮らしの人格権の根幹に関わるその問題よりも劣位にあるんだ。優位にあるのは住民や国民一人一人の命と暮らし、それからさらには自由と幸福とかですね。文化的な生活云々の人権の問題がありますが、それらよりも我々の命と暮らしが優先されるべきなんだから、そこに勝訴判決の根底が置かれている、だから弁論のなかでもどうしても科学技術の、推進側はそうお墨付きを、安全神話を振りまいてきたんですけど、それに対して反論していく我々も相手のお墨付き信仰、科学技術のそれさえクリアできればなんとかという原理の形、もちろん反論してもらっているんですけどね。科学技術論争だけに

あんまり深入りしていくと、福井地裁判決のトータルな裁判の意義がややもするとかすんでしまうかなということもちょっとわたしは素人とのまったくの一市民一住民一仏教者なもんですから、そういう感覚にちょっと襲われることがあります。だからこれから裁判控訴で福井地裁の判決を更に深め前進させていく上で、一審判決をあくまで原点としそれに照らし合わせながら交通整理をしながら位置づけて更にどういう風に論点を深めていくのかということが大事かなとちょっと思います。ちょっと非常に僭越なことを申し上げましたが、いよいよ本訴訟の控訴もこれから本格化していく段階に入りました。ますます皆様のご支援とともにがんばっていかねければと私自身決意を固めているところです。

▼大飯原発差止訴訟控訴審第6回口頭弁論▲名古屋高裁金沢支部 11月30日(月) 14時開廷。

▼志賀原発差止訴訟第16回口頭弁論▲金沢地裁 10月15日(水)裁判所前に1:15集合!

▼編集後記：意見陳述をした松本さん、バス中で「昨年4月に大腸がんの手術。1年半にわたり口頭弁論には参加できなかった。手術後初めての参加する日が今日です！」

▼滋賀県近江八幡市から参加の女性、琵琶湖を挟んで比良山系から強風の吹き降ろしの先に出身地であり、原発が立地している福井県美浜町がある・・・いつも事故がないことを祈っている ▼法廷での松本さんの陳述の最後、裁判長が眼鏡越しに上目づかいで松本さんの方をそっと見る。松本さんはじめ多くの仲間の願いが裁判長に届くように！ ▼佐藤弁護団長の言葉にもあるように、次回口頭弁論は分水嶺かもしれません。引き続き注目をお願いします(編集子)